

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社F P G
【英訳名】	Financial Products Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷村 尚永
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03(5288)5656(代)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 久保出 健二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03(5288)5691(代)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 久保出 健二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成21年10月1日 至平成22年9月30日
売上高(千円)	712,148	1,621,937
経常利益(千円)	372,994	773,547
四半期(当期)純利益(千円)	208,650	444,674
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-
資本金(千円)	332,905	332,905
発行済株式総数(株)	1,231,300	1,231,300
純資産額(千円)	1,607,714	1,553,165
総資産額(千円)	2,451,478	2,366,858
1株当たり純資産額(円)	1,305.79	1,261.40
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	169.46	416.95
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	159.48	387.38
1株当たり配当額(円)	-	125
自己資本比率(%)	65.6	65.6
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	767,736	11,326
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	17,058	51,134
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	275,271	207,461
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	1,508,915	482,956
従業員数(人)	29	27

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社には関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であります。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社において、保険仲立人業及びM & A 仲介業務を開始しております。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	29
---------	----

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業セグメントは、「第5 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、単一セグメントとしており、生産、受注及び販売の状況については、売上形態別に記載しております。

(1) 生産実績

当社では生産活動は行っておりませんが、収益の大半を占めるタックス・リース（当社の場合、主に投資家が、税の繰り延べ効果を享受できるオペレーティング・リース事業のことを指します。）に係るアレンジメント事業について、代替的な指標としての、オペレーティング・リース事業の組成実績を記載しております。

当第1四半期会計期間の組成実績は、以下のとおりであります。

	当第1四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
オペレーティング・リース組成金額 (千円)	11,120,000
オペレーティング・リース組成案件数 (件)	7

- (注) 1. 「オペレーティング・リース組成金額」とは、対象リース資産全体の取得価額を合計したものです。
2. 当社では、投資家の需要を勘案して、1つの案件として、一定の組成金額をとりまとめて、案件単位で投資家を募集しております。「オペレーティング・リース組成案件数」とは、その募集した案件を合計した数であります。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社は受注生産形態をとっていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を売上形態別に示すと、次のとおりであります。

売上形態	当第1四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
アレンジメント・フィー (千円)	297,659
販売手数料 (千円)	407,114
管理料 (千円)	3,868
保険手数料等 (千円)	3,505
合計(千円)	712,148

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
(株)CLIP第35号	145,726	20.5
(株)SHIP第14号	134,720	18.9
(株)CLIP第34号	124,400	17.5
(株)SHIP第13号	80,124	11.3

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間における我が国経済は、景気の持ち直し傾向がみられたものの、急速な円高の進行等により、先行きに不透明さがあり、また失業率が高水準にある等、依然として厳しい状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社は人員の増強を行うこと等により、販売能力の向上を図るとともに、タックス・リース・アレンジメント事業における組成能力の向上を図りました。特に販売面につきましては、新規投資家・紹介者の継続的な獲得に努める一方で、従来の顧客紹介契約と比較してインセンティブを強化した契約形態の導入を行う等、販売ネットワークの強化に努めました。さらに金融商品取引法はじめ各種関連法令の遵守体制や内部統制の継続的な強化に努めました。

また金融機関とのコミットメントライン契約について、当第1四半期会計期間において、資金調達枠を従来の15億円から30億円に増額したことから、タックス・リース・アレンジメント事業における資金調達が強化され、より多額のリース物件の組成が可能となりました。

各種施策の結果、当第1四半期会計期間において、タックス・リース・アレンジメント事業におけるオペレーティング・リース事業の組成金額は11,120百万円と好調に推移しました。また、当社のオペレーティング・リース事業への投資家となる国内中小法人の経営環境は依然として厳しい状況であるものの、オペレーティング・リース事業に対する需要は底堅く、匿名組合契約に基づく権利の販売額は5,088百万円と好調に推移しました。

なお、当社は、顧客となる投資家に対して、最適な金融商品を提供する企業理念のもと、タックス・リース・アレンジメント事業を遂行することで、業容を拡大してまいりましたが、一方、中長期的戦略として、取扱商品の拡大を行い、多様な金融商品を提供するワンストップ型ファイナンシャルサービス業となることを目指してまいりました。

当第1四半期会計期間より、保険仲立人業及び事業承継対策としてのM&A仲介業務を開始しており、平成22年9月より業務を開始した銀行代理業とあわせ、ワンストップ型ファイナンシャルサービス業の実現に一步踏み出しました。

以上の結果、当第1四半期会計期間における売上高は712百万円、売上総利益は581百万円となり、販売費及び一般管理費は166百万円、営業利益は415百万円となりました。またコミットメントライン契約に基づくシンジケートローン支払手数料など営業外費用53百万円を計上したこと等により、経常利益は372百万円、法人税等を控除した四半期純利益は208百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べて84百万円増加し、2,451百万円となりました。

これは主に、匿名組合契約に基づく権利の一時的な立替取得額が減少したことにより、当該匿名組合契約に基づく権利を計上する商品出資金が890百万円減少したものの、当該商品出資金を投資家に販売（地位譲渡）したことによる資金の増加等により、現金及び預金が1,025百万円増加したためであります。

負債合計は前事業年度末に比べて30百万円増加し、843百万円となりました。

これは主に、前事業年度末に比べ、短期借入金が475百万円となった一方で、納税等により未払法人税等が289百万円減少したことや、前受金が226百万円減少したことによるものであります。

純資産合計は、前事業年度末に比べて54百万円増加し1,607百万円となりました。これは、前事業年度末を基準日とする配当の実施により153百万円の減少があった一方で、四半期純利益208百万円を計上したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べて1,025百万円増加し、1,508百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は767百万円となりました。

これは主に、法人税等の支払額367百万円及び前受金の減少226百万円があったものの、税引前四半期純利益366百万円の計上に加え、投資家に対する一時的な立替取得額が前事業年度末に比べ減少したことから、商品出資金の減少による資金収入が890百万円あったためです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は17百万円となりました。

これは、オペレーティング・リース事業を行うSPCとして利用するため等の子会社株式の取得による支出10百万円及び有形固定資産の取得による支出6百万円があったためです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は275百万円となりました。

これは主に、配当金の支払額143百万円、コミットメントライン契約の締結によるシンジケートローン手数料の支払額50百万円があったものの、短期借入金の増加による収入475百万円があったためです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	1,231,300	1,231,300	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,231,300	1,231,300	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

(平成20年9月19日臨時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	42(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600
新株予約権の行使期間	自平成22年11月1日 至平成30年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保 権を設定することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利が喪失されたものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。

新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、権利の一部又は全部を行使することができる。

() 権利行使時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員の地位にある者

(ア) 上場の日より1年を経過した日の翌日から1年以内の期間において当初の新株予約権の最大30%以内について権利を行使することができる。

(イ) 上場の日より2年を経過した日の翌日から1年以内の期間において既に行使済みの数を含めて当初の新株予約権の数の最大60%以内について権利を行使することができる。

(ウ) 上場の日より3年を経過した日の翌日以降は、未行使の新株予約権について権利を行使することができる。

() 上記()の区分にかかわらず上場後に任期満了退任した当社、当社子会社の取締役・監査役又は定年退職した従業員については、以下のとおりとする。

(ア) 任期満了退任日又は定年退職日までは上記()の区分に準ずる。

(イ) 任期満了退任日の翌日以降については、上場の日より1年を経過した日の翌日から、未行使の新株予約権を全て行使することができる。

() 上記()()以外の者は、上場の日より1年を経過した日の翌日から、全ての新株予約権を行使することができる。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が1株当たり払込価額の1.5倍以上であることを要する。

6. その他取得の条件

平成23年9月30日の時点において、当社株式が上場がなされていない場合には、当社は取締役会決議により、取締役会で定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

第 2 回新株予約権
(平成20年 9月19日臨時株主総会決議)

区分	第 1 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	10(注) 1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600
新株予約権の行使期間	自平成22年1月1日 至平成30年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保 権を設定することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利放棄されたものを減じた数であります。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は1,000株であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。

新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

上場の日以前にこれを行使する場合は、取締役会の承認を要する。ただし、上場承認日の翌日までは本新株予約権は行使することはできない。

6. その他取得の条件

平成23年 9月30日の時点において、当社株式が上場がなされていない場合には、当社は取締役会決議により取締役会で定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

第3回新株予約権
(平成21年9月14日臨時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	19(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600
新株予約権の行使期間	自平成23年11月1日 至平成31年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利が喪失されたものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)において、これを行使することを要する。

新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員の内いずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、権利の一部又は全部を行使することができる。

() 権利行使時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員の地位にある者

(ア) 上場の日より1年を経過した日の翌日から1年以内の期間において当初の新株予約権の最大30%以

内について権利を行使することができる。

- (イ) 上場の日より2年を経過した日の翌日から1年以内の期間において既に行使済みの数を含めて当初の新株予約権の数の最大60%以内について権利を行使することができる。
- (ウ) 上場の日より3年を経過した日の翌日以降は、未行使の新株予約権について権利を行使することができる。
- () 上記()の区分にかかわらず上場後に任期満了退任した当社、当社子会社の取締役・監査役又は定年退職した従業員については、次のとおりとする。
 - (ア) 任期満了退任日又は定年退職日までは上記()の区分に準ずる。
 - (イ) 任期満了退任日の翌日以降については、上場の日より1年を経過した日の翌日から、未行使の新株予約権を全て行使することができる。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が1株当たり払込価額の1.5倍以上であることを要する。

6. その他取得の条件

平成24年9月30日の時点において、当社株式が上場がなされていない場合には、当社は取締役会決議により、取締役会で定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	1,231,300	-	332,905	-	282,905

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,231,200	12,312	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 100	-	-
発行済株式総数	1,231,300	-	-
総株主の議決権	-	12,312	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、76株であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月
最高(円)	2,760	2,600	2,855
最低(円)	2,370	2,350	2,430

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであり、それ以前は、大阪証券取引所 J A S D A Q におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常務取締役	財務部及び 総務部担当	片山 茂治	平成22年 12月31日

(2) 役職の異動

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	経理部、財務部及び総務部担当経理部長	経理部担当経理部長	久保出 健二	平成23年 1月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）の四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人より四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社では、匿名組合事業の営業者である子会社については「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第1項第2号により、連結の範囲に含めることにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第5条第2項により、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、同規則第5条第2項による判断に際しての資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は以下のとおりであります。

資産基準	2.0%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.4%
利益剰余金基準	1.4%

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,508,915	482,956
売掛金	5,835	2,564
貯蔵品	1,565	990
商品出資金	515,000	1,405,662
繰延税金資産	13,177	89,896
その他	64,450	71,328
流動資産合計	2,108,943	2,053,399
固定資産		
有形固定資産	108,935	92,623
無形固定資産	3,027	3,399
投資その他の資産	230,572	217,436
繰延税金資産	24,654	21,683
その他	205,917	195,752
固定資産合計	342,534	313,458
資産合計	2,451,478	2,366,858
負債の部		
流動負債		
買掛金	30,169	945
短期借入金	475,000	-
1年内返済予定の長期借入金	27,511	28,180
未払法人税等	85,693	374,978
前受金	49,967	276,264
賞与引当金	10,762	-
その他	135,569	119,255
流動負債合計	814,673	799,623
固定負債		
長期借入金	8,497	14,069
資産除去債務	20,593	-
固定負債合計	29,090	14,069
負債合計	843,764	813,692
純資産の部		
株主資本		
資本金	332,905	332,905
資本剰余金	282,905	282,905
利益剰余金	992,093	937,355
自己株式	190	-
株主資本合計	1,607,714	1,553,165
純資産合計	1,607,714	1,553,165
負債純資産合計	2,451,478	2,366,858

(2) 【四半期損益計算書】
【第 1 四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第 1 四半期累計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)
売上高	712,148
売上原価	130,405
売上総利益	581,743
販売費及び一般管理費	166,154
営業利益	415,589
営業外収益	
受取利息	9,387
為替差益	10
その他	1,279
営業外収益合計	10,677
営業外費用	
支払利息	3,694
支払手数料	49,578
営業外費用合計	53,272
経常利益	372,994
特別損失	
固定資産除却損	127
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	6,362
特別損失合計	6,490
税引前四半期純利益	366,504
法人税、住民税及び事業税	84,105
法人税等調整額	73,748
法人税等合計	157,853
四半期純利益	208,650

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	366,504
減価償却費	5,323
固定資産除却損	127
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	6,362
賞与引当金の増減額(は減少)	10,762
受取利息	9,387
支払利息	3,694
為替差損益(は益)	9
売上債権の増減額(は増加)	3,271
貯蔵品の増減額(は増加)	574
商品出資金の増減額(は増加)	890,662
仕入債務の増減額(は減少)	29,224
前受金の増減額(は減少)	226,296
その他	56,831
小計	1,129,952
利息の受取額	9,387
利息の支払額	3,870
法人税等の支払額	367,733
営業活動によるキャッシュ・フロー	767,736
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	6,893
子会社株式の取得による支出	10,165
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,058
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	475,000
長期借入金の返済による支出	6,241
配当金の支払額	143,297
シンジケートローン手数料の支払額	50,000
自己株式の取得による支出	190
財務活動によるキャッシュ・フロー	275,271
現金及び現金同等物に係る換算差額	9
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,025,958
現金及び現金同等物の期首残高	482,956
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,508,915

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益は938千円減少し、税引前四半期純利益は7,300千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は20,542千円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期貸借対照表関係）

当第1四半期会計期間末 （平成22年12月31日）	前事業年度末 （平成22年9月30日）
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 49,042千円</p> <p>2 当社は、匿名組合契約に基づく権利の立替資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当第1四半期会計期間末の借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <p>コミットメントラインの総額 3,000,000千円 借入実行残高 - 千円 差引額 3,000,000千円</p> <p>なお、上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。</p> <p>平成22年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成21年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>平成22年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 39,107千円</p> <p>2 当社は、匿名組合契約に基づく権利の立替資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <p>コミットメントラインの総額 1,500,000千円 借入実行残高 - 千円 差引額 1,500,000千円</p> <p>なお、上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。</p> <p>各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成20年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。</p>

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は次のとおりであります。	
役員報酬	32,200千円
給料手当	37,634
地代家賃	18,868
賞与引当金繰入額	10,762
支払報酬	15,058
法定福利費	8,606

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	1,508,915
現金及び現金同等物	1,508,915

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,231,300株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 76株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月22日 定時株主総会	普通株式	153,912	125	平成22年9月30日	平成22年12月24日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額には、株式上場に伴う記念配当30円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当第1四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

前事業年度末と比較して著しい変動がないため記載を省略しております。

(金融商品関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年12月31日)

現金及び預金、商品出資金、短期借入金は、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当第1四半期会計期間末において、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
現金及び預金	1,508,915	1,508,915	
商品出資金	515,000	515,000	
短期借入金	475,000	475,000	

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 商品出資金

投資家への地位譲渡を短期間に行い、回収する予定であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、当社は、匿名組合契約に基づく権利を一時的に立替取得する場合があります。この場合の資金は、自己資金による他、主に取引銀行とコミットメントライン契約を締結し、必要に応じて、借入を実行することで調達しております。なお、匿名組合契約に基づく権利の一時的な立替取得額は、商品出資金として計上しております。

当第1四半期会計期間において、コミットメントライン契約を取引銀行5行と新たに締結した結果、総額は30億円となりました。なお、当第1四半期会計期間末においては、コミットメントライン契約に基づく借入金の実行残高はありません。

(有価証券関係)

当第 1 四半期会計期間末（平成22年12月31日）
記載すべき事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当第 1 四半期会計期間末（平成22年12月31日）
記載すべき事項はありません。

（持分法損益等）

当第 1 四半期累計期間（自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日）
記載すべき事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第 1 四半期会計期間（自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日）
記載すべき事項はありません。

（企業結合等関係）

当第 1 四半期会計期間（自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日）
記載すべき事項はありません。

（資産除去債務関係）

当第 1 四半期会計期間末（平成22年12月31日）
記載すべき事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業に加え、その他事業（銀行代理業、保険仲立人業、M & A 仲介業）を遂行しておりますが、最高意思決定機関である取締役会において、業績の評価は、事業セグメントに区分せず、単一の事業として行っております。

これは、いずれの事業も販売先に重要な差異はなく、共通の販売体制によっていること、また管理体制についても共通の部署が担当していることから、業績の評価を事業セグメントに区分する重要性が乏しく、自社の組織構造において事業セグメントに区分していないためです。

そのため、報告セグメントが単一セグメントとなりますので、報告セグメントの売上高及び利益等の各情報につきましては、記載を省略しております。

(追加情報)

当第 1 四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3月21日）を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年12月31日)

記載すべき事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年12月31日)		前事業年度末 (平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,305.79円	1株当たり純資産額	1,261.40円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	169.46円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	159.48円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	208,650
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	208,650
期中平均株式数(株)	1,231,249
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	77,088
(うち新株予約権)	(77,088)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(重要な後発事象)

記載すべき事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)及び当第1四半期会計期間末(平成22年12月31日)

記載すべき事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社 F P G
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 伸太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社F P Gの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社F P Gの平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。